

令和3年度第2回公聴会及び  
令和3年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和3年8月26日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和3年度第2回公聴会及び第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和3年8月26日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和3年8月24日(火)
- 5 通知した議題  
とらふぐの採捕制限について
- 6 出席者  
(委員:13名)  
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、松野 利夫、河野 直行、河内山 満政、竹本 信  
正、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、小林 亨  
(県及び事務局)  
農林水産部水産振興課 課長 中村 圭吾  
水産振興課 生産振興班 主査 内田 喜隆  
漁業調整取締班 主査 松永 善文  
主査 土井 健一  
主任 伊藤 憲彦  
下関水産振興局 水産課水産班 主任 枝廣 直樹  
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 主任 久村 悠貴  
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 主任 柏村 直宏  
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 澁谷 賢司  
書記 藤濱 朋哉  
書記 永尾 洋輔
- 7 公聴会の結果  
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要  
澁谷事務局長 それでは、定刻になりましたが、公聴人の方のご出席がございません  
ので、公聴会につきましてはこれで閉じさせていただきたいと思いま  
す。

(13:31 終了)

## 【委員会】

- 1 開催日時 令和3年8月26日(木) 午後1時31分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和3年8月24日(火)

## 5 通知した議題

### (1) 議題

- 第1号議案 小型機船底びき網手繰第三種(桁網)漁業の許可について(協議)
- 第2号議案 山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可  
又は起業の認可を申請すべき期間について(諮問)
- 第3号議案 とらふぐの採捕制限について(委員会指示更新)

### (2) 報告事項

- ア 山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について
- イ 周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について

## 6 出席者

(委員:13名)

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、松野 利夫、河野 直行、河内山 満政、竹本 信  
正、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、小林 亨  
(県及び事務局)

農林水産部水産振興課	課長	中村 圭吾
水産振興課 生産振興班	主査	内田 喜隆
漁業調整取締班	主査	松永 善文
	主査	土井 健一
	主任	伊藤 憲彦
下関水産振興局 水産課水産班	主任	枝廣 直樹
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主任	久村 悠貴
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主任	柏村 直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	澁谷 賢司
	書記	藤濱 朋哉
	書記	永尾 洋輔

## 7 傍聴人 出席者なし

## 8 付議事項及び審議結果

### (1) 議案

第1号議案 小型機船底びき網手繰第三種（桁網）漁業の許可について（協議）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、回答することとした。

第2号議案 山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

第3号議案 とらふぐの採捕制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

## (2) 報告事項

報告事項1 令和3年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告された。

報告事項2 第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告された。

## 9 審議の概要

澁谷事務局長

それでは、ただ今から令和3年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定員15名に対して、13名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長

皆さん、こんにちは。委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このところ例年になく雨が続いており、また、コロナにより落ち込んでいた魚の需要が少しずつ回復してきた中、再びコロナが拡大しており、出漁控えや需要の低下が心配されております。

しかしながら、昨年を引き続いて、関西向けであった鱧を県が買い上げ、県内の小・中学校へ提供する予定となっております。県内需要にも光が差し込んでくるものと期待しているところです。

さて、本日の委員会は、議題が3件、報告事項が2件となっております。委員の皆様方の慎重なご審議をお願いし、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

澁谷事務局長

ありがとうございました。委員会運営規程第4条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、以後の議事進行を森友会長をお願いいたします。

森友会長            それでは議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。  
今回は、河野委員と河内山委員にお願いします。それでは、第1号議案「小型機船底びき網手繰第三種（けた網）漁業の許可について」、事務局から説明をお願いします。

永尾書記            資料の1ページをご覧ください。  
「小型機船底びき網手繰第三種漁業の許可について」、令和3年8月12日付けで山口県農林水産部長から当委員会会長あてに協議がなされています。  
説明については、水産振興課からお願いします。

土井主査            水産振興課の土井と申します。座って説明させていただきます。  
3種けた網も、1種小手繰網や2種えびこぎ網と同様に、本来なら県で制限措置を定めて公示し、許可すべきものです。  
しかしながら、周防灘における大分県、福岡県との操業始期の問題が解決しておらず、操業始期について統一された際、柔軟に制限措置に反映できるよう、毎年、3種けた網の制限措置については、当委員会に協議した上で、許可措置を行うものです。  
資料2ページ以降に操業区域、漁業時期、条件をお示ししています。  
まず2の漁業時期について、後で事務局から報告があると思いますが、今年度の周防灘三県連合海区漁業調整委員会において、山口県の操業始期は、山口県専管海域、周防灘共通海域ともに11月10日からとすることで合意されたため、令和3年11月10日から令和4年4月19日までとしています。  
法改正前までは、光市と下松市の市境を基準に東西の操業区域を区別しており、下松市以西の区域については許可の内容である操業区域に、光市以东の区域については許可の制限又は条件でそれぞれ規定していたところです。  
昨年度の改正漁業法施行に際し、適用罰則の公平化を図るために、下松市以西の操業区域を条件に移し、基点表現を改めることについて、昨年度の委員会でご承認いただいているところです。  
また、1の操業区域と3の条件については、これまでの共励会等での調整により定められたものですが、共励会等から特に変更要望等が出ていないため、例年どおりとしています。  
資料8～9ページに図面を掲載しているので参照してください。  
以上、今年度の3種けた網の制限措置等について、慎重にご審議願います。

森友会長            ただ今、説明が終わりましたが、委員の皆様、ご質問、ご意見はござ

いませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長

ございませんか。

原案どおり第1号議案は適当である旨、山口県農林水産部長に回答してよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長

全員、異議なしと認めます。第1号議案は適当である旨、回答することとします。

続いて、第2号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」説明をお願いします。

永尾書記

資料10ページをお開きください。

令和3年8月13日付で、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がされています。

内容については、水産振興課からお願いします。

土井主査

委員の皆様にはお馴染みになりましたが、新規許可に係る公示になります。

新規許可については、制限措置を定め、公示することとなっています。

資料の10ページをお開きください。

県内知事許可漁業に係るものが3件、県外入漁に係るものが2件あります。

まず、県内知事許可漁業に係るものについて説明します。

資料3ページの制限措置等の表の整理番号の1から3が該当します。

整理番号1については、先ほど第1号議案で審議いただきました三種桁網漁業に係るものになります。

推進機関の馬力数については、斜線となっていますが、規制がない訳ではなく、資料17ページに参考で添付しておりますが、農林水産省の告示で最高馬力数が48kw、昔で言う15馬力に定められております。

また、漁業を営む者の資格として、山口県瀬戸内海側に漁業根拠地を有するものであって、小型機船及びき網手繰第二種（大島水道を操業区域とする餌びき網）の許可を有しない者としています。

次に整理番号2のたい、はも、あなごはえ縄の許可ですが、これは、山口農林水産事務所管内の県漁協大海支店のニューフィッシャー及び

師匠からの要望によるものです。

整理番号3のふぐはえ縄の許可ですが、山口農林水産事務所管内の県漁協大海支店のニューフィッシャーからの要望になります。

次の12ページをお開きください。

県外入漁許可に係るものについて説明します。

整理番号の4と5になります。

後ほど事務局から報告がありますが、本年度の山口、広島連合海区漁業調整委員会におきまして、入漁調整について協議され、広島海区から本県瀬戸内海海区へのふぐ、あなごはえ縄漁業の入漁隻数は7隻が承認されており、この表にありますように5トン未満を整理番号4に、5トン以上を整理番号5に分けています。

最後に13ページの許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、整理番号1に係るものについては、9月8日から10月8日までの1カ月間、整理番号2及び3に係るものについては、9月1日から10月1日までの1カ月、県外入漁の整理番号4及び5に係るものについては、8月30日から9月17日までの19日間と定めております。

なお、申請期間は原則1カ月間と定められておりますが、県外入漁に係るものについては、操業開始までに余裕がないために19日間にしております。

以上で説明を終わります。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様、ご質問、ご意見ございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 ございませんか。

原案どおり第2号議案は適当である旨、山口県知事に答申してよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長 全員、異議なしと認めます。第2号議案は適当である旨、答申することとします。

続きまして、第3号議案「とらふぐの採捕制限について」説明をお願いします。

永尾書記 事務局の永尾でございます。

資料の20ページをお開きください。

令和3年8月18日付で、山口県農林水産部長から当委員会あてに要望書が提出されております。

続いて指示案について、ご説明します。

資料の21ページをご覧ください。

指示の内容としましては、「全長20センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。」

適用海域は、「山口県瀬戸内海海区」

指示の有効期間は、「令和3年9月1日から令和4年8月31日まで」です。

内容については、水産振興課から説明します。

内田主査

水産振興課の内田と申します。よろしくお願ひします。

指示の内容については、先ほど事務局から説明があったとおりです。

こちらの指示については、平成29年9月から1年更新で指示を出していただいております。

指示をお願いする背景について説明をしたいと思います。22ページをご覧ください。

トラフグの資源状況ですが、令和2年度、最新の水産庁の資源評価報告書から抜粋したものです。

山口県内海を含む日本海、東シナ海、瀬戸内海系群のとらふぐの漁獲量は、2002年漁期には356トンあったものが、2019年には、161トンまで減少しています。

漁獲量の推移は、海域により異なりますが、瀬戸内海の減少が著しいです。

それから研究者が推定した資源量ですが、2006年漁期の1,008トンから減少傾向であり、2019年には534トンにまで大きく減少しました。

資源評価の結果をまとめますと、資源水準は低位、資源動向は減少傾向となっており、非常に資源は悪い状況です。

資源評価に対する提言としては、未成魚の漁獲抑制、種苗放流の高度化だけでなく成魚を含めた特定の年齢に偏らない資源管理の取組が必要とされています。

放流もずっとやってきておりますが、(4)のグラフですが、灰色が放流時の天然魚の尾数、それから黒いのが放流魚の尾数、折れ線が放流魚の混入率です。

混入率に上下はありますが、20～35パーセントで推移しております。種苗放流は、資源の底上げに重要な役割を果たしていると評価されています。

23ページに移ります。

資源回復の取組状況です。県としては、栽培漁業と資源管理を組み合わせた取り組みを推進しております。

まず、栽培漁業ですが、こちら瀬戸内海と九州の海域の漁業、栽培漁業の関係者が連携して作成した「トラフグ栽培漁業広域プラン」に基づきまして、適したサイズ、65ミリ以上、適地、これは内海の河口干潟付近が放流適地と言われていています。健全な種苗、噛み合いにより尾びれがなくなった種苗でない健全な種苗を放流することに取り組んでいます。

県も補助事業に取り組んでおりまして、補助事業では、平成26年から内海のAランクの放流適地、下関市才川、山口市秋穂周辺に種苗を放流しています。

下の表が平成26年以降の放流尾数の推移です。

令和2年度は、55万尾ほどの種苗放流を行っています。本年度もほぼ同数の種苗放流を行う予定です。

2番目、外海の資源管理ですが、山口、福岡、佐賀、長崎4県の西日本延縄協議会で資源管理の取組が合意されています。

合意に基づき、広域漁業調整委員会指示で承認制を取り、操業隻数を制限するとともに、漁期制限、全長制限、全長30センチメートル以下再放流、産卵親魚の買い上げ再放流に取り組んでいます。

内海の資源管理ですが、はえ縄漁業者による自主規制。漁期制限や針サイズ制限。

それから瀬戸内海海区漁業調整委員会指示によるふぐ浮き延なわ漁業の禁止、ひっかけ釣りによる採捕禁止、それから今回お諮りする全長20センチメートル以下の採捕禁止です。

24ページをご覧ください。

全長制限の指導ですが、こちらに掲載しているようなポスターやリーフレットを釣具店等に配布し、周知しております。

また、陸上、洋上での指導も実施しています。昨年度は、竹本委員さんに船を出していただき、洋上での指導を実施しました。

24ページの下側に、近隣県の資源管理状況をお示ししております。

山口県では、20センチメートル以下の採捕禁止を実施していますが、大分県も同様です。ただし、こちらは自主規制です。

愛媛が15センチメートル以下再放流、広島県の場合は、10センチメートル以下再放流ということで、瀬戸内海でも取組に差があるところではあります。

こちらについては、国が関係県を集めて資源管理検討会を開催していますので、山口県から他の県について足並みをそろえるようお願いしているところです。

それから25ページについては、とらふぐの資源生態について簡単にまとめていますので、また、ご覧になっていただけたらと思います。

先ほどから説明しましたように、とらふぐの資源は非常に悪い状態のため、委員会指示を更新していただくようお願いします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見やご質問はありませんか。

竹本委員 愛媛、広島、岡山の3県に山口県並みの20センチメートル以下の採捕を禁止するようお願いしているとの話がありましたが、各県の反応はどうでしょうか。

内田主査 特に岡山とか広島が、なんじゃこりゃというような、10センチという制限なんです、岡山と広島には産卵場と生育場があるということで、小型定置網漁業等など、小さなとらふぐを獲る漁業があります。このため、担当者は中々難しいという話をしています。20センチで揃えろとは言いませんが、少しでも規制を強化するようお願いしているところです。水産庁に対しても音頭をとっていただくようお願いしているところです。

森友会長 竹本委員、今の説明でよろしいですか。

竹本委員 強く要望していただきたい。  
25ページを見ていただくと分かりますが、瀬戸内海は親が産卵し、稚魚が育つ場所です。  
日本の中でも非常に珍しい海域です。  
産卵場を大事にしないと獲れなくなる。そのところで強く説得していただきたい。

森友会長 よろしいですか。

内田主査 竹本委員さんは、小型定置網漁業ですが、産卵場に近いところで、小さなとらふぐは獲れない。  
片方では、同様な場所で獲れるという、非常に不公平な状況です。  
しっかり対応して行きたいと思います。

森友会長 竹本委員さんよろしいですか。

竹本委員 はい。

森友会長 他にございませんか。

梅田副会長 22ページの1の(3)成魚を含めた特定に年齢に偏らない資源管理の取組が必要と書かれていますが、具体的にはどういうことがありますか。

内田主査 こちらは、水研機構の研究者が言っているものです。  
とらふぐについては、平成27年から関係県を集めた検討会議というのがありまして、その中で放流の高度化と未成魚漁獲抑制をしっかりとやって行こうということで進んできた訳です。  
しかしながら、残念ながら資源が減り続けているということから、こちらの成魚を含めたさらなる取組が必要との提言がされたものです。  
水産庁も関係各県にヒアリングや意見交換会を実施しており、山口県で行われる際には、ご協力をお願いします。

森友会長 副会長よろしいですか。

梅田副会長 なんて言うかというと、山口県は、何十年間、毎年50万尾年以上種苗放流をしてきているわけですよ。  
それなのに資源は増えない。それと、こういう資料を説明する際になぜ減っているのかが説明されない。  
乱獲が原因というのか、その他の要因なのか、原因をよく説明されていない。  
漁業者が資源減少の原因を理解できていないのじゃないか。  
放流サイズが7センチメートルということで、そのサイズのとらふぐが生き残らないことはないと思う。車エビなら20ミリで放流すれば、すぐ食害に会うことは分かる。  
根本的な原因があると思われるが、それを明確にしていない。  
放流してもとらふぐがいない理由を明らかにしてほしい。

竹本委員 あのう私の家は、春はふぐで飯をくっていたんですよ。  
昭和63年度が最後の山でした。  
それまでは、右肩上がりで天然親魚が獲れていました。  
昭和63年は、1トンくらい漁獲していました。それが、あくる年、平成元年、ガタッと減少しました。  
15匹くらいしか獲れませんでした。重さで100kg未満です。  
その当時、防府水産事務所等に原因を聞いて歩いたのですが、解らなかった。  
似たようなことは、あさりが突然獲れんようになったというのもそうですし、自然は私どものはかり知れんような力が作用していると思われ  
ます。  
だからと言って、手をこまねいてほっとく訳にはいかないんで、先ほ

ど申したように、山口がやっつんだから、広島、岡山、愛媛も協力してとらふぐを増やそうじゃないかと言うのが私の言い分です。

内田主査

竹本委員のご指摘のように昭和63年頃からの激減は、確かに南風泊市場の取扱量がガクッと落ちております。

残念なことにこの期間のデータがないために資源評価の対象になっていません。

その頃の減少の原因は、今からでは解らない。

近年、資源量が減っているのは、漁獲圧が高いことも一因ですが、天然のふぐの発生量が少ないことが大きく影響していることが、資源評価から読み取れます。

ただ、近年、発生量が少ない原因は、未だ研究段階で解っていません。

梅田副会長ご指摘の種苗放流ですが、混獲率の高さから資源の底支えをしているのは間違いございません。

栽培公社、各県も施設の関係で、これ以上、種苗放流数を増やすことができません。

水産庁、各県と協力し、少しでも資源が増えるような取組をしてまいりたいと思います。

森友会長

ただ今の回答でよろしかったでしょうか。

これは、やはり続けなければダメと思います。

他の県も、こちらが規制強化して欲しいと言っても、向こうも業界があり、漁業者の理解を得ないとできんかもしれません。

とらふぐは、特に広域回遊魚で、昔、県もかなりとらふぐを放流していましたが、予算がないということで、林さんが農林水産大臣の時に、九州4県と山口県で陳情に行って、放流の予算を付けてもらったことがあった。

それが現在も続いている。どうにか、副会長にも頑張ってもらって、広域漁業調整委員会でも声を出してもらって進めて行ってもらいたい。

この問題は、それでよろしいでしょうか。

-----はいの声-----

森友会長

第3号議案については、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長

全員、異議なしと認めます。第3号議案は、原案どおり委員会指示を更新します。

本日の議題は、以上です。

次に報告事項へ移ります。

事務局から報告事項があります。「山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について」報告をお願いします。

永尾書記

事務局の永尾です。

令和3年度山口、広島連合海区漁業調整委員会の結果について、令和3年7月21日にWEB会議で開催されましたので、その結果をご報告します。

第1号議案 会長、副会長の互選ですが、当海区の山田委員が会長に選ばれております。

続きまして第2号議案 令和3年度における各種漁業の入漁協定についてですが、広島海区から山口県瀬戸内海海区へのふぐ、あなごはえなわ漁業の入漁隻数は例年どおり7隻で承認されています。

続きまして第3号議案 山口、広島連合海区漁業調整委員会規程の一部改正についてですが、WEB会議での会議への出席、議事録のホームページでの公表を明示しております。

報告は以上です。

森友会長

報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長

よろしいでしょうか。

続きまして、「周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について」報告をお願いします。

永尾書記

引き続き私の方から報告します。

第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について、報告します。

令和3年8月2日 WEB会議形式で開催されました。

第1号議案、第2号議案において、会長、副会長の互選がされました。当海区の河野委員が副会長に選任されています。

続きまして、第3号議案、「周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期について」ですが、例年どおり共通海域が11月10日、専管海域においては、大分県が10月8日、福岡県が11月8日、山口県が11月10日に決定されました。

続きまして、第4号議案 「周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について」ですが、こちらも例年どおり委員会指示を発動することが決定されまし

た。

最後に、第5号議案 「周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書、協定書等の更新について」 ですが、こちらについても内容に変更はなく、氏名、日付を更新することで承認されています。

報告は以上です。

森友会長 報告が終わりましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。  
事務局からの報告は以上ですが、皆様他に何かございませんか。

-----何もなし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。  
それでは、本日の委員会をこれで終了します。慎重なご審議ありがとうございました。

(14:09 終了)